

行橋市会計規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年5月28日

行橋市長

工藤政宏

行橋市規則第32号

行橋市会計規則の一部を改正する規則

行橋市会計規則（昭和39年行橋市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第28条第4号中「社会保険診療報酬支払金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

第52条の2を次のように改める。

（徴収又は収納の事務の委託）

第52条の2 地方自治法第243条の2第1項の規定により、公金の徴収又は収納の事務を委託したときは、同条第2項の規定により告示し、かつ、当該委託を受けた同項に規定する指定公金事務取扱者に徴収又は収納の事務委託者である旨を証する書類を交付しなければならない。

2 前項の委託をしようとするときは、会計管理者と協議をしなければならない。

3 歳入徴収者は、第1項の規定により委託をしようとする者から当該申入れを受託する旨の通知があったときは、委託する歳入の徴収又は収納の事務の処理について必要な項目を定め、委託契約を締結するものとする。

第52条の3を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第28条第4号の改正規定は、令和8年10月1日から施行する。